

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和6年第3四半期・随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （円）税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	大阪市淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続契約）	その他	株式会社パソナ パソナ・大阪	304,590,000	令和6年10月31日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続契約）

2. 契約の相手方

株式会社パソナ パソナ・大阪

3. 随意契約理由

本業務は、市民サービスの向上と効率的な業務運営の実現に向けて、淀川区役所窓口サービス課（住民登録）における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、その他の関連業務を事業者に出注するものである。

住民情報業務は、市民と直接接する第一線の窓口業務であり、区役所の顔ともいえるべき重要な業務であることから、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約の履行に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価して事業者を選定する必要があるため、本契約の性質及び目的は競争入札に適さない。そのため、予算の範囲内で事業者が持っている効率的な運営手法や顧客対応スキルなど様々なノウハウを踏まえた提案を受けて受注者を選定する公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、各評価項目に係る株式会社パソナの評価点が高く、契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同社と随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所窓口サービス課住民登録担当（電話番号 06-6308-9963）